

尾張藩御林の管理・利用形態と葺狩

白根孝胤

はじめに

一 尾張藩御林の形成と御林奉行

(一) 尾張藩御林の形成と松茸山

(二) 御林奉行の成立と格式

二 松茸御用における御林奉行・所付代官

三 御林の管理・利用形態と藩主・家臣団の葺狩 おわりに

様々な林産物が自生する自然環境が生み出され、周辺地域の人々の生活を潤す効果があつたことにも注視すべきだと思われる。

御林内に自生する林産物は、自然のものと言えども幕府や藩の所有物であるという観念があつた。尾張藩の場合、林産物の採取は藩の管理下で行われ、藩主やその一族に進上し、家臣や領民にも下賜されていた。なかでも薬草木類の下賜は人々の生命を守るという、領主としての「御救い」の施策にも通じていくものであつた。また、これらの林産物を販売・流通させることによつて、藩財政における重要な収入源になつていた。

御林には松林が多かつたため、松茸をはじめとする様々な茸類が自生する自然環境にあつた。松茸は外生菌根菌と総称される菌の一種で、アカマツの根の部分に共生している茸(タケ・キノコ・クサビラ)である。アカマツは薪炭として伐採・利用され、地表に生えてくる青草は稻を作る水田の肥料として刈り取られ、その落葉も搔き集められており、山野の利用は領民の生活にとって不可欠なことであつた。⁽²⁾したがつて、このような山林の環境を維持していくことは、領民の生活において重要な課題であり、毎年

の松茸の生育状況の変化は、松林の環境保全の指標となつていていたと考えられる。

こうした松林と稻作との密接な関係から、豊作であつたことに対する神への感謝のため、古来より松茸を神饌として御供えするとともに、朝廷へ献上していた。また、江戸時代では、諸大名が領地の特産品として将軍家に生松茸や塩松茸を献上していた。松茸は土産や贈答品・貢納物として好まれたため、収穫の時期になると、茸狩が盛んに行われていた。松茸狩りは、『古今和歌集』にその様子が詠われているのをはじめ、中世・近世を通じて行われており、公家・武家を問わず、やがて一般の庶民の間にも広まつていった⁽³⁾。ただし、江戸時代における幕領や藩領内の御林や百姓持山での松茸採取には入札を行い、領民の入会利用に制限が加えられていた⁽⁴⁾。

そこで本稿では、尾張藩を事例に、藩直轄林を管理していた御林奉行の重要な職務の一つであった松茸御用の様相や藩主および臣家の茸狩の実施過程の分析を通して、御林の管理体制や利用の形態について検討していく⁽⁵⁾。

一 尾張藩御林の形成と御林奉行

(一) 尾張藩御林の形成と松茸山

御林とは、領民が領主の許可を得ないまま立ち入り、草木や林産物を採取することを禁止した山林地域のことである。御林山・御留山・御留林・御鳥林・不入御林などとも称された。尾張藩における御林内の樹種は松が最も多く、その他に檜や栗などがあつた。尾張藩では初代藩主徳川義直に

よつて、村々の所持していた山(里山)が平御林(平山)として小物成徵収の対象になるとともに、奥山の整備を実施して藩が管理する不入御林が設定された。二代藩主光友の時期には、定納山(領民の入山は認めるが、樹木の伐採や開墾には藩の許可を必要とする山)が指定されて定納米を課す一方、延宝期から元禄期にかけて不入御林が拡張され、藩有林支配の強化が図られた。尾張国内の御林は、はじめ愛知郡・春日井郡を中心に設定されて次第に拡張し、天明期には一五一ヶ村・九二ヶ所にもおよんだ。その規模は三〇四一町歩余であった。また、知多郡においても元禄期以降、広範囲にわたって御林が設定された⁽⁶⁾。

御林は「御用ひ之御場所ニ而伐木等容易ニ難仕、諸木生長繁茂之儀第一ニ相守、御縛り方格別取計候儀ニ御座候」とあるように、藩の管理によつて保護され、良木が多数生育できる自然環境を維持していく領域として認識されていた。そのため、「不入御林之儀ハ前頭申上候通伐木等難取計候付、先々愛知・春日井・知多三郡之内、下刈落葉御免之御林第一ニ取計候調ニ御座候」と、領民に対しては、伐木よりも下草刈りや落ち葉搔きの許可を優先させることを基本方針としていた⁽⁷⁾。こうして管理された御林では多くの林産物が生長し、とくに良質の松林には松茸をはじめとする茸類が自生していく。そのなかでも植田御林は「松茸山」と称され、毎年多くの松茸が自生した。この御林は、愛知郡植田村の北東部に位置し、規模は四九町五反ほどであった⁽⁸⁾。近隣には蛇崩山御林(同郡植田村・高針村・末森村・八事村)なども設定された。その他に、黒石御林(愛知郡鳴海村・鳴田村・平針村)・上野御林(春日井郡鍋屋上野村)・馬ヶ城御林(同郡瀬戸村・下品野村)・山法師御林(同郡上水野村)・東谷御林(同郡下水野村)・大谷御林(同郡廻間村)などからも松茸を採取することができた。また、美濃国内の尾張

藩領では「万石以上」年寄石河氏の知行地である市之瀬御林(石津郡)が「松茸山御林」と称されたのをはじめ、鉈尾山・松倉山(武儀郡上有知村)や藤谷山(同郡小野村・神野村)なども生産地であった。

(二) 御林奉行の成立と格式

尾張藩における山林支配は、地方支配を統轄していた国奉行の配下にあつた山奉行と、御用人(側用人・國用人)の配下で藩主の御側御用を務めていた水野御案内役(水野御案内之者)との二系統で行われており、前者を「山方」、後者を「御林方」と称していた。水野御案内役とは藩主が水野山(春日井郡)の御林で鷹狩りや鹿狩りを行う際に御側向の御用を務める役職で、この地域を在所とする水野氏が代々世襲していた。系譜には、水野致重の代となる寛永五年(一六二八)に「御林御預ヶ御側向同様相勤申候」とあり、これ以後も木曾山地域を除く藩の直轄林支配を務めることになった。^[10]ただし、元禄期以降、御林の拡張政策が展開されるなか、「山方」である山奉行が支配する御林も存在しており、当初から「御林方」の水野氏が全ての御林支配を担当していたわけではない。

御林支配専門の役職として御林奉行が成立したのは、正徳六年(一七一六、六月に享保改元)四月のことと、水野正秀が三〇石五人扶持で召し出されている。そして、享保二年(一七二六)九月には管轄の変更が実施され、愛知郡・春日井郡の御林と定納山・平山の支配を御林奉行水野正秀、知多郡の山林を山方・野方奉行がそれぞれ管理することになった。しかし、知多郡の御林も、安永九年(一七八〇)一一月に山方・野方奉行から御林奉行の支配となつた。これにより、山林支配の一元化が図られたのである。

御林奉行は元文二年(一七三八)三月以降、二人制が採用され、水野氏以外からも登用されるようになつた。御林奉行の下には手代・御案内役・足軽(同心)・中間などがあり、上席の手代のなかには御案内役を兼任する者もいた。御案内役は一組三人ずつ一〇組に組割りされて廻り口を分担した。また、足軽(同心)には内勤の役所内詰足軽と外勤の山廻足軽があり、山廻りは一組に一人ずつ五組に編成され、常時御林・平山の見廻りを行い、盜木などの被害を未然に防止していた。^[11]

天明元年(一七八一)五月、御林奉行は新たに設置された水野代官を兼帶することになった。この時期、九代藩主徳川宗睦は農政の安定化と円滑な年貢徵収の維持を図るために、地方支配機構の改革に着手しており、その支柱となるのが、所付代官制の導入であった。これは、領内に国・郡、および蔵入地・知行地の区別なくあらためて支配領域を設定し、各地域に陣屋を置いて代官を常駐させる制度である。この改革で、地方支配機構は国奉行(のち勘定奉行)・所付代官によつて一元化されたのである。こうしたなかで、所付代官のうち、佐屋代官・北方代官、そして水野代官は、安永九年における山林支配の一元化にともない、御林奉行と兼帶することになり、山林(高外地)支配と地方(農地)支配の統合と強化が図られたのである。^[12]

水野氏による御林奉行と所付代官との兼帶は、寛政二年(一七九〇)一〇月から正摸が務めたのが最後となり、以後もう一人の同役が兼帶することになった。これは、同年、御林奉行水野正恭に美濃の山林が預けられるなど、所付代官兼帶後も水野氏の職務が御林支配に重点をおいたものであつたことによる。本来、所付代官の兼帶でなくなつた水野氏の格式は、代官よりも格下となるはずであったが、正恭以降も正矩・正盛・正保と代々御林奉行を務め、しかも「濃州山林をも御預被遊」たことから、大代官に次

ぐ格式をもつ鳴海代官の次座に位置づけられる家柄となつた。⁽¹³⁾ 水野氏の格式を重視していたことは次の史料からも確認できる。これは、文化一四年（一八一七）二月に御林奉行水野正矩が一〇代藩主徳川斉朝から羽織を拝領された時の様子を記した書付の写しである。

尾州

文化十四五年十二月廿二日書抜

一 御林奉行水野権平江御羽織被下置可然哉之旨先達而被申達置候處、懸紙之通認直し差出候様ニ申聞有之候付、左之通認直差出候、

御林奉行
水野権平

いたのである。

右ハ御下屋敷奉行之振從 御側御紋附 御召服被下置候追例相見候

付吟味いたし候處、当權平儀者祖父明和年拝領相願候節吟味之趣別帳書拔之通相見候處、已前拝領之儀留記無之難相分候得共、明和之度吟味之趣にて者追々拝領いたし候趣ニ相見候、且又父権平儀 御側より拝領之儀不相見候得共、右者當役無程表調ニ而拝領いたし候付、従 御側ハ不被下置哉ニも相見候、付而ハ当權平儀文化八未年

御入国初而植田山御鹿狩御用向相勤其後引続 御側御用等追々相勤申候、右者明和年之先例も御座候付、先達而御下屋敷奉行江被下置候振ニ准し御羽織被下置可然相見申候、仍之別紙二枚相添申達候、

十二月

御小納戸頭取

書面権平江御羽織被下置候付今日申渡候、御品渡方之儀宜御取計之事、

十一月廿六日⁽¹⁴⁾

この書付によると、まず、御林奉行水野正矩の祖父正興の場合は、留帳を調べた結果、明和期に羽織を拝領していたことが確認でき、続いて実父正恭の場合は、表向きによる下賜はあるが、御側から拝領した事例は確認できなかつたとある。しかし、正矩は、文化八年に藩主斉朝が尾張入国後にはじめて植田御林で鹿狩りを行つたときに御用を務めたのをはじめ、その後もあらゆる御側御用を務めており、明和期における祖父の先例もあることから、前年正月に行われた御下屋敷奉行服部藤十郎への拝領の時と同様の格式に準じて、羽織を拝領することになつたと記されている。

このように、水野氏は藩主の御側御用を務める位置にあり、かつ、藩内の御林支配を委任された特別な存在として、その身分と格式も優遇されていいたのである。

二 松茸御用における御林奉行・所付代官

尾張藩における御林の大部分は松林であり、良質の松茸など多くの茸類が自生していた。そのため、御林奉行は松茸の収穫時期になると、各御林に担当の山役人を割り当て、御林内には詰所や番所を設置して監視・警備体制が強化された。また、松茸札を立てて領民の御林内の出入りを制限し、下草刈りや落ち葉搔きも禁止した。なお、詰所や番所小屋の造作や修復、および監視中の役人への生活品は、奉行所と近隣の村々の双方が負担している。⁽¹⁵⁾

領内の御林に自生した松茸は、藩主とその家族・親族に毎年進上することになつていた。そのため、御林を管理して必要な分量の松茸を確保することは御林奉行にとって重要な御用の一つであった。次の史料は安永六年

(一七七七)九月に記された「御小納戸日記」の一部であるが、そこには当時の御林における松茸の生育状況を報告した、御林奉行水野正恭の書付が記載されている。

一左之通書付一通之趣申上置候様御国御用入ら申聞候付申上置候、

当秋所々御林松茸生出之儀、八月下旬之頃生出可申哉之旨先達而申達候處、當夏より打続旱魃故ニも御座候哉、漸々此間水野辺御林之儀ハ毫毛本程も生出相見申候、植田山・黒石之儀ハ今以生出相見不申候、右之通ニ付而ハ惣体先ハ生口少キ様ニ相見申候、尤此間追々之潤ニ而少々ハ生出可申哉、依之尚更勘考之趣申達候、

九月
御林奉行

右申上候處、今日水野辺所々御林ニ初生之松茸二籠御林奉行より相廻入御覽候處、追々御料理ニ被為遣候様ニと之御事、且掃部頭様江も御配分可被進与之御事ニ付、則奉切紙を以御附迄相廻申候處、追而御礼之儀申来申上候、右御料理ニ遣候松茸ハ山澄清記江相渡候、⁽¹⁶⁾

水野正恭の報告によると、御林内の松茸は毎年八月下旬頃から生え出しが、今年は旱魃の影響により、水野御林では漸く一・二本程生えはじめている程度で、植田御林・黒石御林に至っては全く生えていない状況であったことがわかる。また、「此間追々之潤ニ而少々ハ生出可申哉」との予想も述べている。この報告内容は国用人の指示により、御小納戸方から在国中の九代藩主徳川宗睦に言上された。その後、正恭の予想通り水野御林では松茸が生え出し、無事に一籠分の松茸が藩主宗睦に進上されている。そこで今年の松茸の出来具合を吟味した藩主宗睦は料理するよう指示を出すとともに、弟勝長への配分を命じている。なお、「黒石山御林松茸之儀、追々生出当时九百本程之生出ニ相成申候、右之通ニ付而ハ來月朔日頃より

四日頃迄之内千式三百本程ニ相成可申哉ニ付、御時節宜敷相見申候、仍之申達候⁽¹⁷⁾と、九月下旬頃から黒石御林でも松茸が生え出したことが御林奉行から報告されると、「黒石御林初生之松茸三拾五本、水野権平・石原善吾より指出候付入御覽候處、御料理被仰付候處、被召上ニ不相成候由ニ付、

其段申上取仕廻候⁽¹⁸⁾とあるように、藩主宗睦は、御林奉行水野正恭・石原正賀から進上された松茸三十五本を吟味して料理するよう命じている。しかし、あまり出来が良くなかったのか、その松茸を召し上がるなかつたと記されている。また、植田御林にも松茸が生え出すと藩主宗睦は自ら山内に入つて茸狩を行つた。採取された松茸は親族や家臣に配分された。このとき宗睦は弟勝綱に三〇本を差し上げたのはじめ、「万石以上」格家臣・年寄衆に二五本ずつ、御用人・寺社奉行など一〇名、表御部屋御小姓一七名、御医師三名、二之丸御小納戸一三名、奥御番衆八名などに二〇本ずつ、近習詰衆一〇名に一五本ずつ、奥女中分として二五〇本がそれぞれ下賜された。なお、江戸の簾中や親族へは二五〇本送ることになつたが、そのうち先に確保しておいた品質の良い松茸二〇本を召し上がり分として送つてゐる。⁽¹⁹⁾

統いて、藩主の親族への松茸御用の実態を確認しておこう。次の史料は藩主宗睦の生母英巖院への進上に関する、明和五年(一七六八)九月の記録である。

一英巖院様江水野御林之松茸被進可然哉、左候ハ、御留守方初而之儀候間根之儀、兩役衆江申達候様可致候哉と吉田主水迄相談申遣候處、

左之通付札ニ而返報申来候、

本文

英巖院様江水野御林之松茸可被進哉之儀ニ付、御紙面之趣致承知則

相伺候処、被進候様被取扱候様ニとの御事候、宜御取扱可被成候、右ニ付、小笠原三郎右衛門方江掛合候処、今年ニ不限向後、御留守年、英巖院様江被進候松茸一両度定例御林方より差出候様根之儀申渡有之候様、今便其元兩役衆江申遣われ申渡有之筈候、右之通に付御申達ニハ不及候間、右之趣を以員數等兩役衆江御掛合一両度差出次第被進候様御取扱可被成候、以上、

八月廿六日

右之通返報申来候間、先々松茸百本程相廻候様申渡有之様致度旨、御國御用入方江申遣候処、承知之旨申来候、然處今九日御林方より植田御林之松茸百本青籠入ニ而指出申候、故ハ

英巖院様江被進候松茸百本可相廻旨、御国御用入衆より申渡有之ニ付相廻候、且向後御林之生松茸、御留守年之無指別一両度ツ、相廻候様ニとの御事候而申渡有之候由、御林奉行より申越候、依之故松茸一籠被進候様取扱、其段江戸表江も申上候。⁽²⁰⁾

このとき、藩主示陸は在府中で、英巖院は名古屋の御下屋敷に居住していたため、水野御林で採取された松茸を国許の役人から進上してよいか、江戸に問い合わせていることが確認できる。英巖院への進上は以前にも行われており、例えば在府中の明和三年九月には、「尾州より御取寄被遊候濃州上有知村松茸数三百昨夜參着之由、御賄頭大橋七右衛門より申聞、則御品今日差上候」と、国元から美濃国武儀郡上有知村産の松茸三〇〇本を取り寄せており、そのうち五〇本が進上されている。⁽²¹⁾

さて、問い合わせを受けた江戸詰の御小納戸頭取吉田主水は、そのことを藩主宗睦に上申すると、予定通り英巖院への進上を行つてよいとの宗睦の許可を国許に伝えた。また、国用人小笠原三郎右衛門からは、今年に限

つたことではなく、今後も藩主の在府・在国に閑わらず、松茸を英巖院へ御林方から進上するようとにと申し渡されている。この申し渡しにより、御林奉行は九月九日に植田御林で採取した松茸一〇〇本入り一籠、さらに一四日には七〇本入り一籠を用意して、英巖院に進上した。そのことは御小納戸方から江戸にも報告された。⁽²²⁾

このように、御林に自生した生松茸は、毎年在全国中の藩主や親族に御小納戸頭取の指示により御林奉行から賄方を通じて進上されたが、藩主が在府中の場合は江戸に廻送していた。次の史料は嘉永五年（一八五二）九月、江戸に生松茸を進上したときの記録であるが、その取り扱い方にに関する江戸と国元とのやりとりが記されている。

一前頭着使ニ左之通江戸表同役より申越候付、御広敷御用入江問合之上、次ニ相見候通便り次第返報申遣筈候、

御小納戸頭取

藤井伊左衛門

以手紙申進候、其表生松茸之儀、一昨戌年此表江御取寄方女中申出候付、御賄頭江申談、召上り御分を初夫々御取寄相成、此表ニ而御仕分之上被進等ニも相成候由、且昨亥年者御在国之御事ニ付、上御分者御取分ニ相成、御方々様等江被進之御分者其表女中取扱ニ而夫々御仕分ニ相成御差下被進相成候由、然處當年者御在府ニ付、於其表御仕分難出来候間、上御分を初不残此表江御取寄相成候女中申聞候付、其砌御賄頭江申談候処、右役ニ而も兼而心得罷在御取寄方申達候由、付而ハ達之通此表江相廻候儀与存居候処、此節女中申出候ハ松茸御取寄方之儀、尾州表江根達未相廻由相聞候間、早行根達相廻候様致度旨申聞候処、此表ニ而ハ最早取計方も無之候付及参考候処、万一其表ニ而昨年之振とも違候旁取扱方疑惑いたし延引相成候哉も難計被存候付而者、

右之次第篤与御承知御用人が御広敷御用人に江御談判被下、大奥手前を

も御穿鑿之上何レニも一昨年之振一束ニ而便日毎追々ニ差下相成候様

御取扱被下度、仍之及御懸合候、以上

九月一日

右御紙面之趣、委細致承知御広敷御用人に江及問合候處、別紙之通返報申越既ニ衆中差下候儀ニ相見、今程ハ其表江參着いたし候分も可有之分ニ存候、仍之右六通相添御報申進候、以上

九月八日

藤井伊左衛門様⁽²³⁾

このとき江戸詰の御小納戸頭取藤井伊左衛門は御用松茸進上の取り扱いについて尾張詰の御小納戸方へ問い合わせをしていた。その内容は、まず、

一昨年(嘉永三年)江戸の奥女中から生松茸を取り寄せるように申し入れがあつたため、賄頭と相談のうえ、召し上がる分の松茸を取り寄せ、在府中の一四代藩主徳川慶勝や簾中矩姫など一族の分を配分して進上したとある。そして、昨年の場合は、藩主慶勝が在国していたため、まず、慶勝の分を

国元で進上し、簾中や子息・息女などの分は国元の奥女中が配分して江戸に送つていて記されている。したがつて今年は藩主慶勝が在府のため、松茸の配分・進上は江戸の奥女中の取り扱いになるはずであるが、藤井伊左衛門はそのことが国元に申し渡されていない旨を大奥から聞いたので、御用人や広敷御用人に談判のうえ、延引することなく、一昨年同様の取り扱いで江戸に御用松茸を送るように申し入れたのである。

これに對して国元の御小納戸頭取松平甚之進は、広敷御用人に問い合わせたところ、すでに御用松茸を送つているとのことなので、今頃は江戸に到着した分もあるはずだと返答している。この点は次の史料が示すように

側用人(御側大寄合)の間でも確認されている。

二 成瀬大内蔵様 写

水野惣右衛門

江戸御広敷御音信御用生松茸廻り方之儀ニ付及御問合候處、右者御膳御用相成候付出来次第吟味之上、便日毎三百本ほどツ、御差下方之儀彼地おいて御賄頭申出其段申来候儀ニ有之、御広敷廻之境ハ不相分候得共 召上り御用之事ニ付松茸惣数何程与申儀ハ無之旨御申越御座候、付而ハ生松茸之儀一昨戌年之儀も右之御手順ニ而追々御差下有之候哉、左候ハ、惣數何程御指下相成居候儀ニ御座候哉、今一応及御問合候、

御吟味否御申越御座候様致度如斯御座候、以上

八月三日

松平甚之進

水野惣右衛門様

昨日御問合有之候、御膳御用松茸指下方等、一昨戌年之儀及吟味候處、此度同様之手順ニ有之惣數之儀ハ別紙書抜之通相見候、仍右一通差越之候、以上⁽²⁴⁾

すなわち、側用人水野惣右衛門が「御音信御用」の生松茸について問い合わせたところ、「御膳御用」として一回につき約一〇〇本ずつ江戸に送つていると賄頭から報告されたこと、その手順は一昨年と同様であること、が確認された。また、一昨年に進上された松茸の総数がどのくらいであったのかを吟味した別紙書付も送られた。それによると、九月一五日から一〇月一〇日の間に「御膳御用松茸」と「摂津守様御用高須之松茸」が六回にわたって江戸に送られており、「御膳御用松茸」は計五六五本、「摂津守様御用高須之松茸」(慶勝の弟である分家高須藩主松平義比の分)は計二五六本であった。⁽²⁵⁾

さて、進上用の松茸には生松茸の他に漬松茸や干松茸というものがあつた。なかでも漬松茸は香りの高い松茸を長期保存するためには塩漬けしたものがである。加工の仕方は、まず、新しい松茸のうち、まだ笠の張つていないものを採取して、その笠と柄を切つて別々にし、水一斗に塩三升の割合で塩水をつくり、それを煮立てて煮詰まつたらよく冷やす。次に笠を損なわないよう松茸を漬けて板で覆い重石をのせる、というものであつた。⁽²⁵⁾また、食するときはそれを取り出して一晩水に漬けて塩氣を抜く必要がある。そこで、尾張藩では漬松茸の進上がどのように行われていたのか、次の史料で確認しておきたい。

一植田山松茸御用ニ候間、山ニ而直ニ塩漬ニ致させ、七里宰領ニ而差下候様神谷八郎右衛門^五申越候付、則御林奉行水野権平江申談御賄方江も申談、追振之通植田山江相越、塩漬出来差立有之候様申談候、然處、御賄方ニ而者御用塩松茸ハ上有地村ニ而出来相廻り候付、右御用取扱候義無之法難相知旨申聞候付、猶又權平江相尋候付、右配下之者へも相尋吟味有之候付、先年も山漬被仰付御賄頭其外相越候例書別紙差出候付、猶又御賄方へ申談吟味為致候処、追振相見候付、則御賄方配下之輩相越、百本塩漬ニ致差下候、尤右役所^五直ニ差立させ候付、役所致さセ、九月十一日町飛脚ニ而差下候、

法 松茸百本ニ塩弐斗也、

御林方^五差出候書付左之通、

寛延三年十月御漬松茸御用ニ付、御賄頭石黒忠左衛門・遠山喜三

太植田山御林江相越、弐百五拾本程取上相渡申候、宝暦元末九月右同断御用ニ付、御賄頭遠山喜二太・鍋田丹右衛門植田山・黒石山御林江相越候筈ニ候処、指支有之候ニ付、御下男小頭・御下男馬ヶ城御用并御漬松茸共都合三百本程役所ニ而取上相渡申候、⁽²⁶⁾

宝暦二申九月 御側御用并御漬松茸御用ニ付、御賄頭伊勢佐次右衛門・鍋田丹右衛門黒石御林江相越候筈候處差支有之ニ付、御側御用并御漬松茸共都合三百本程役所ニ而取上相渡申候、

安永七年八月、御用のため植田御林で採取した松茸を山内で塩漬けにして江戸に送るよう指示されたため、御小納戸方はそのことを御林奉行水野正恭と賄方に問い合わせたところ、賄方は、塩漬けした御用松茸は通常美濃國武儀郡上有知村で加工されているので、漬松茸にする方法がよくわからないと返答した。そこで再び御林奉行に問い合わせたところ、配下の者に吟味させた結果、先年に御林内での松茸の塩漬けを命じられた事例があり、その際には賄方が作業を行っていたとの返答を得るとともに、それを記した書付が提出された。その書付には、寛延三年(一七五〇)一〇月に御漬御用として賄頭石黒忠左衛門・遠山喜二太の二名が植田御林に入つて二五〇本程、宝暦元年(一七五一)九月には賄頭の配下の下男小頭らが馬ヶ城御林で一二三〇本程の松茸を用意しており、また、翌年九月には賄頭二名が黒石御林に入る予定であったが、このときは御林方役所が三〇〇本程の松茸を御側御用および漬松茸御用として調えていたことが記されていた。松茸は一〇〇本につき塩二斗の割合で漬けられたとある。なお、このときの松茸の風味が良かつたことから追加を命じられ、塩漬けされた一五〇本の松茸が御

林奉行・賄方を通じて飛脚によつて江戸に送られている。

通常、漬松茸の製造は、鉢尾山や松倉山などの御林がある美濃国内の藩領、武儀郡上有知村を拠点に行われていた。次の史料が示すように、ここで加工された漬松茸が毎年江戸に進上させていたのである。

一左之通、御賄頭ち申越候こ付別紙相添勘弁之趣申越候様、御広敷御用
人江申遣候處、則女中江及示談候處無余儀次第二付 召上り御分之儀
ハ不相廻候共、御音信御用丈ハ御買上相成候共、是非御間合候様致度
旨申聞候条返報ニ申越候間其段右頭江相達候、

但、別紙之儀ハ上有知御代官達書ニ而見合ニも不相成候付留略ス、

御小納戸頭取衆様

五味所左衛門

召上り并御音信御用粕漬松茸之儀、追振之通出来相廻候様兼而御引
合有い候付、右松茸上有知御代官ら請取申度旨其筋へ申達置候處、
当年之儀者松茸一向生出不申出来方無覚束趣等別紙之通右御代官よ
り申達候由ニ而御用人より申談有之候、右之次第二付若御間合兼候
節者役所おいて別段勘弁品も無之候付御用聞江申談候様ニ候得共、
是以慥ニ調い候哉之程も難計候付而者外ニ於御役所調い方御勘弁筋
も有之間敷哉、仍別紙一通相添先々右之趣御引合申進候間否御報ニ
御申越候様致度候、已上、

十月四日

猶々前顯松茸若御用聞ち御買上取計候様相成候節者、尤此節ち申談
置候半而ハ難御間合儀ニ相見、且追振る御入用も多く相掛り可申、
右上有知松茸調い候節ハ八重ニ相成可申候間、此義も御含宜御勘弁
御否御申越可被下ハ候、以上、⁽²⁸⁾

これは嘉永六年(一八五三)一〇月に「召上り并御音信御用」の粕漬松茸の取り扱いについて、賄方が御小納戸頭取に問い合わせたときの記録である。この御用粕漬松茸は上有知代官を通じて江戸に送ることになっていた。

上有知代官は美濃国尾張藩領のうち、武儀郡・山縣郡・加茂郡の一部を支配地域とした所付代官の一つである。上有知代官から、この年御林内に松茸がほとんど生え出しておらず、御用に支障をきたす状況であると報告されたため、賄方は御用人と対応を協議することになった。そこで、もし間に合わない場合は、代官を通じて御用商人から漬松茸を調達することも考えられたが、それでも必要な漬松茸を早急に確保できる保証はなく、また、藩内の御用商人から買い上げたとしても今からでは間に合わず、経費も増大することから、今回江戸への廻送を見合わせることも含めて検討する旨を御小納戸頭取に申し入れている。この申し入れは御小納戸頭取から江戸の広敷御用人に伝達され、奥女中によつて協議された。その結果、「やむを得ない状況なので召上りの分は送らなくてもよい、しかし、「御音信御用」分の漬松茸だけは購入してでも間に合わせてほしい」との回答が出された。この大奥の意向は御小納戸頭取から賄頭に申し渡されている。音信御用における松茸の贈答品としての重要性がうかがえる事例と言えよう。こうした状況は文久三年(一八六三)九月にも見られた。このときは武儀郡小野村の藤谷山から「貞慎院様(二代藩主徳川斉莊の簾中猶姫)御初御膳御用」の漬松茸を一八〇〇本進上する予定であつたが、小野村庄屋佐藤幾右衛門が上有知代官に宛てた届書には、「当年ハ不順之冷氣故歟、当彼岸前より生出申候付、此手順ニてハ生立留りも早ク相成候儀と奉存、無油断精々心懸漬込方取計候得共、性合敷、当年御用被仰渡候員數千八百本之内、半數程此節迄ニ漸出来仕候、(中略)只今之氣候ニてハ此上生出之程無覚

束、急度御受合申上候段行届兼申義ニ御座候⁽²⁹⁾」とあり、天候不順で松茸の生育が悪く、ようやく半分ほど用意ができるといった状況であった。その後、さらに一六〇〇本の追加が命じられたが、これ以上、御用に応じることはできないと断つてゐる。

なお、藩内で収穫された御用以外の松茸は名古屋問屋・水野問屋などに引き取られ⁽³⁰⁾、毎年江戸に送られており、そのうち漬松茸は尾張屋万右衛門（下谷坂本町）や伊勢屋三郎兵衛（日本橋室町）などが取り扱つていた事例が確認できる⁽³¹⁾。

三 御林の管理・利用形態と藩主・家臣団の葺狩

在中の藩主とその親族は、御林奉行が調達した松茸の進上を受けるだけでなく、直接御林内に入つて松茸の採取を行つてゐた。例えば、「鶲鷗籠中記」には、「公、植田山へ御成、権平父子御案内、手自、松たけを為取給ひ甚御機嫌也、松たけ千余御長持へ入、御帰」と、宝永六年（一七〇九）九月に四代藩主徳川吉通が御林奉行水野正照とその嫡子正秀の案内で植田御林で葺狩を行い、大変機嫌が良く、松茸一〇〇〇本余りを採取したと記されている。そこで本節では、まず、藩主の葺狩について具体的に検討していくことにする。

一明廿七日、植田山江為御葺狩被為 成候、五ツ半時 出御被遊、高麗御門より御出被遊、京町通建中寺まへ御掛り被遊、植田山へ被為 成苦三候、尤 帰御之節も右御道筋之苦三候、

一御前御召服御羽折御袴被為 召候管候、

一御供廻り御下屋敷江被為 成候節之御供廻り之通ニ可仕旨被 仰出

候、御供之輩明之者差遣候様ニと被 仰出候、衣服之儀者御召服ニ准し可申候、

但植田山ニ而ハ半纏股引着致候様ニ持參可仕旨、半てん所持無之輩ハ平服ニ而御供仕候ても不苦候筈、

一明日御精進日ニ候間 帰御迄御精進物差上候様ニと被 仰出候、右之通被 仰出候、諸事御下屋敷へ被為 成候節之御供之振ニ可申付事、

一植田山御葺狩之節、御供御側向之外ハ御小性立三人・御同朋一人・五十人組五人被 召連候、

但御供番・五十人組・御目付ハ不被 召連候、尤御下屋敷へ被為成候節、御供之通故、御目付ハ御供不相越候、

右御用人衆へも申談候、

一御医師遠山寿軒かこ御供ニ而相越候、右御用人衆へも申談候、

一明御長持三棹御賄方ら相廻させ候、

一植田山御葺狩之節御数寄屋方御茶道一人、御茶弁当御間風呂遣之、右之明御長持一棹遣之、支配方御庭御足輕・御庭之者・御庭御中間も遣之候、

一植田山之内人留之儀ハ御目付方より裁許致させ、此方らハ御縊不申候、

一植田山へ御先相越候御茶道・御納戸詰・御庭御足輕・御庭之者・御庭御中間も御目付方ら印判紙受取通用為致候、

一御先へ遣候御長持御道具等も右同様印判紙受取通用為致候、

一御先番ニ相越候三役召仕も侍一人・草履取一人ツ、印判紙ニ而通用為致候、

但用事弁之上ハ不残末森ニ遣し置、帰御前八時過御茶屋へ相越候様

ニ申付候、

一左之通御供ニ差遣候、

御庭御足軽 五人

御庭之者 武人

同 御中間 三人⁽³³⁾

ともに先に植田御林に入っていた。遠山は事前に御林奉行や配下の山同心とともに、葺狩を行った際の場所の見分や警備を行つとともに、御茶道や御小納戸詰の家臣に休息所の準備を指示していた。

藩主が御林の入り口に到着すると、御林方の役人の案内で山内に入つて

いくが、その様子を左の事例から確認しておきたい。

右の史料は寛延四年（一七五一、一〇月に宝曆改元）八月二七日に八代藩主徳川宗勝が植田御林で葺狩を行つ際の家臣の準備や対応を書き留めたものである。このとき、藩主宗勝は羽織袴姿で五つ半時に名古屋城高麗御門を出て、京町通りから菩提寺である建中寺の前を通つて植田御林に入山する予定であった。御供の家臣は「御下屋鋪御成之節之通与兼而被仰出候、尤

御庭より被為成候付、御小性立三人・御同朋老人ハ御庭へ廻り御供仕、其外

之御供中ハ高麗御門外ニ扣候⁽³⁴⁾」とあるように、御林への葺狩は藩主が御下屋敷に御成する場合と同様の意味合いがある旨が申し渡されており、城内の御庭では小性や同朋が同行し、その他の御供は高麗御門外で控えることになった。また、御林内では動きやすいように半纏・股引を着用することが命じられている（ただし、半纏を所持していない場合は平服での御供が許されている）。御供の家臣は国用人（御番頭兼任）遠山景慶をはじめ、御側御用

を務めていた御小納戸戸頭又右衛門、御小納戸戸口喜右衛門・日江井善

大夫・吉田主水（御庭御足軽兼任）、御側寄合湯本六郎左衛門、御側小性野呂瀬助右衛門・御小性内藤浅右衛門、御側医師遠山壽軒の他、御庭御足

軽・御庭之者・御庭中間など奥向の家臣であつた。目付は御下屋敷への御成の時と同様に御林内には同行しないが、事前に御林内での下草刈りや落ち葉搔きを禁止して、領民の出入りを制限する役割を担つていた。一方

國用人遠山景慶は御敷寄屋方御茶道や御庭御足軽・御庭之者・御庭中間と

御林詰之者不残御林入口江罷出御案内、夫々御場内江被為 成、御葺

狩被遊候、

松葺 千本余

右 御取上被遊候、

右之通ニ付、御同勢之儀、高針海道ニ御残しニ相成、此段御目付江懸合御締方為取扱候、

御先之儀者御庵丘頭江懸合、且亦御締方為取扱、御林内江ハ奥向之輩計御供いたし候事、

御植木類百本余為御掘ニ付、御庭預立合御案内之者老人引請取扱候事⁽³⁵⁾、

これは、文化一四年（一八一七）九月に一〇代藩主徳川斉朝が植田御林で葺狩を行つたときの記録である。当初、藩主斉朝の御成は初代藩主義直の靈廟がある定光寺に参詣するためで、御林奉行配下の者が寺まで案内をした。このとき、御林奉行水野正矩は初葺一籠分を定光寺まで持参し、斉朝に披露している。そこで斉朝は近くの植田御林に立ち寄ることにした。そのことが御小納戸方から御林方に申し渡されると、御林詰の役人は残らず御林の入り口に出仕した。斉朝は御林方役人の案内で御場内に入り、葺狩

表 植田御林で採取した茸類の進上・下賜(寛延4年)

名	茸類・数	備考
徳川宗春	松茸・革茸・標茸1籠	七代藩主
清水院	松茸30本、革茸・標茸少々	八代藩主宗勝の簾中三姫の生母
一色古曆	松茸30本	藩主宗勝の祖父
梅溪院	松茸30本	
竹腰正武	松茸30本、革茸3本、標茸少々	両家年寄(付家老)
成瀬正泰	松茸30本、革茸3本、標茸少々	両家年寄(付家老)
志水忠梁	松茸30本、革茸3本、標茸少々	「万石以上」年寄
石河光當	松茸30本、革茸3本、標茸少々	「万石以上」年寄
成瀬正惟	松茸30本、革茸3本、標茸少々	年寄
竹腰正熹	松茸30本、革茸3本、標茸少々	年寄
阿部正茂	松茸30本、革茸3本、標茸少々	年寄
遠山景慶	松茸25本、革茸2本	御国御用人
高橋司書	松茸25本、革茸2本	寺社奉行
桜井内記	松茸25本、革茸2本	寺社奉行
津田信周	松茸25本、革茸2本	御国御用人
埴原金左衛門	松茸25本、革茸2本	寺社奉行
野呂瀬半兵衛	松茸25本、革茸2本	御用人
玉置小平太	松茸25本、革茸2本	書院番頭
千村多門	松茸25本、革茸2本	国奉行
榊原元兵庫	松茸25本、革茸2本	
久野七左衛門	松茸25本、革茸2本	
湯本六郎左衛門	松茸15本	御右筆並御部屋御用
桜山平左衛門	松茸15本	御側寄合(御小納戸次席)
岩本義兵衛	松茸15本	御小納戸(江戸詰)
太田善兵衛	松茸15本	御部屋御小納戸
表御小性	15名	御部屋奥御番
表御小納戸	6名	
表奥御番	8名	
御小納戸(尾張)	2名	
奥御番(尾張)	2名	
御小納戸(江戸)	5名	
奥御茶道	残り少々	
御小納戸詰	残り少々	

「尾州御小納戸日記」(徳川林政史研究所所蔵)、寛延4年8月28日条より作成。

さて、寛延四年八月の藩主宗勝による茸狩は予定通りに行われ、松茸の他、シメジや革茸(イボタケ科のキノコで広葉樹林下に自生)も採取した。このとき、藩主宗勝は松茸を七九九本(二三籠分)、シメジを五〇本採取した他、水野御林で採取された革茸一〇〇株・シメジ三五株、御林奉行が採取していた松茸一〇〇〇本(二籠分)がそれぞれ進上された。翌日、茸狩で採取された松茸などは藩主宗勝の親族や家臣にも下賜された。上記の表によると、まず、前藩主徳川宗春に松茸・革茸・シメジ一籠分が進上されている。藩主宗勝の簾中三姫の生母清水院(四代藩主吉通の側室)には松茸三〇本と革茸・シメジを少々、宗勝の祖父一色古曆(生母英嚴院の実父)には松茸三〇本がそれぞれ進上された。家臣に対しても、両家年寄(付家老)成瀬正泰・竹腰正武、「万石以上」年寄志水忠梁・石河光當、年寄成瀬正惟・竹腰正熹・阿部正茂の年寄衆七名に松茸三〇本・革茸三本・シメジ少々がそれぞれ下賜されている。また、国用人遠山景慶・御用人野呂瀬半兵衛など一〇名には松茸二五

本・草葺二本ずつ、江戸・尾張双方に詰めていた御小納戸・奥御番や表小性・御部屋御小納戸などには松葺一五本ずつが下賜された。残りは少しづつ奥御茶道や御小納戸詰にも下賜された。

御林での葺狩は藩王の親族が行うこともあつた。例えば、明和三年九月に、「徳十郎殿去ル十五日為葺狩植田山江御越、自彼地為御持候松葺塩三御申付壱桶為御慰御差上被成候旨御書状を以御差上今日到着、則致披露(37)」と、九代藩王宗睦の弟徳十郎(政脩)のち三河挾母藩主内藤政陽の養子となる)は植田御林で葺狩を行い、採取した松葺を塩漬けにして一桶を在府中の宗睦に進上している。徳十郎は同五年九月にも葺狩を行つてゐるが、同じ頃に「今日英巖院様・陽姫様御同道、六ツ時御出ニ而植田山江為御葺狩被為成候」と、英巖院と陽姫(宗睦の妹)も植田御林で葺狩を行つてゐる。

この後英巖院に水野御林で採取した御用松葺の分を御林奉行水野正恭から進上されたことは先述の通りである。なお、同行した陽姫は同年七月に二条重良の死去により婚礼が中止となつており、この葺狩には御慰めの意味合いもあつたと考えられる。また、寛政三年(一七九一)一〇月に、「去ル

四日五ツ時御供揃ニ而宰相様為御葺狩黒石山江被為成候」と、藩主宗睦の養子治行が黒石御林で葺狩を実施し、同七年九月には宗睦の弟勝長が植田御林を「御持借」して葺狩を行つていたことが確認できる。(38)

ところで、藩主の親族による葺狩は御林内ではなく、あらかじめ城内の御庭に松葺を植えたうえで行われていたことが次の史料から確認でき、大変興味深い。

一左之通、昨日御広敷御用人申越候付、次相見候通及返報候、

御小納戸頭取衆様

昨年御下庭ニ松葺等為御植相成候上

高梨五左衛門

尾張藩御林の管理・利用形態と葺狩

御方々様葺狩為御慰下御庭江被為入候処、当秋之儀も右同様被為入度思召候得共、御時節柄之儀ニ付難為入候付而者新御殿外御庭江松葺等為御植相成、御慰被遊候様致度旨、女中申聞候、就夫此節昨年之振為御植相成可申松葺等御林奉行より御取寄之上御廻相成候儀ハ行届申間敷哉否御申越被下度、尤日限之儀ハ追而御懸合申進候様可致候、以上、

閏八月廿四日

右御紙面之趣致承知候、然處昨年之儀ハ拙者共持場所之事ニ付御林奉行より御取寄方等取計候得とも今般ハ各様之御持場且ハ御時節柄之儀ニ付各様より直ニ御林奉行江御懸合の方御模通ニ相見候間、右様御取計相成候而ハ如何哉一應御報旁及御相談候、以上、

閏八月廿五日

高梨五左衛門様

村瀬斧三郎

(付札「閏八月廿七日 本文取寄方等御広敷御用人おるて取計候旨、返報申越候」(41))

文久二年(一八六二)閏八月二四日付で広敷御用人高梨五左衛門から御小納戸頭取衆に出された書付によると、昨年名古屋城内の下御深井御庭に松葺を植えて葺狩を行つたので、今秋も同様に行いたいが、時節柄、下御深井御庭に入ることは困難な状況のため、今回は新御殿外御庭に松葺を植えて葺狩を行いたい旨を奥女中から申し入れられたとある。また、その場合は、昨年のように御庭に植える松葺を御林奉行から取り寄せてよいのかどうか、その指示を仰いでいる。これに対して、御小納戸頭取村瀬斧三郎は、昨年の場合は御小納戸頭取の職務なので御林奉行に指示を出したが、今回は奥向きのことなので広敷御用人が直接御林奉行に懸け合うべきと思うが、

それでよいか相談して返事をすると答えていた。その結果、葺狩のために

新御殿外御庭に植える松葺の準備は広敷御用人が取り扱うことになった。

幕末の下御深井御庭は、一四代藩主慶勝の主導による軍事調練の場として利用されることが多くなり、藩主の親族や奥女中が葺狩を嗜むことにも制限が加えられるようになつたのである。

次に家臣による葺狩の実態について検討していくきたい。藩主の御側御用を務めていた奥向の家臣は藩主の御供として御林に入るだけではなく、「休息ニ而尾州表ニ罷在候奥向之輩、植田山御林江葺狩ニ相越候願之儀奉伺候處、願之通相済申候」とあるように、藩主の許可があれば御林内での葺狩を年に一度の割合で定期的に実施していた。そして、葺狩を終えると藩主に御札を行うことになつていて、「御礼之義及言上候筈、諸事御祭礼拝見之節之振ニ取扱可申上」と、東照宮祭礼の見物を許可されたときと同様の取り扱いであった。⁽⁴²⁾このことをふまえて、次の史料を見てみよう。

一去廿一日之記ニ相見候葺狩之儀ニ付、左之通御林奉行申越候付、次記

之通奥向之輩江申通候、

御小納戸頭取衆様

水野権平

頃日申進候、奥向之衆為葺狩黒石御林・植田御林江被相越候頃合及吟味候處、左之通相見申候付、此段申進候、付而者御治定之上御出

立時刻御人數等早速御申越可被下候、以上、

八月廿七日

一植田御林

右考、来ル廿九日被相越可然相見申候、当日出迎之場所末森村月見坂辺江出置、且小休等ハ右御休ニ而取計可申候事、

一黒石御林

右者、來ル晦日被相越可然相見申候、当日出迎八事山門前之辺江出置申候、且小休等鳴田村地蔵寺おるて取計申候事、

奥向之輩願之上為葺狩、明後廿九日植田御林、同晦日黒石御林江相越筈候、付而者御願被成度候ハ、明朝迄ニ御申聞候様存候、仍及御通候事、

但、役々兩日ニ引分レ相越筈、且支度等都而追々之振之筈候事、一両日共五時揃且又廿九日之儀者、末森村月見坂辺江出迎之者罷出、小休等御林ニ而取計、晦日之儀者八事山門前之辺江出迎罷出、小休等鳴田村地蔵寺おるて取計筈之事、

八月廿七日

大森勘之丞

御広敷御用人衆様

御小性頭取衆様

御小性衆様

御広敷懸衆様
御小納戸頭取衆様

御膳番勤衆様

御小納戸衆様

御広敷懸衆様

御錠口番衆様
⁽⁴³⁾

右の史料は安政四年（一八五七）八月下旬に行われる予定の奥向の家臣による葺狩に關する書付を書き留めたものである。御林奉行水野正盛は御林

内の松葺の生育状態を吟味し、奥向の家臣が葺狩を行ふ頃合いを御小納戸

頭取衆に報告し、葺狩を行ふ日程と人数が決まり次第知らせるように申し入れている。そこで、御小納戸頭取大森勘之丞は、広敷御用人・御小性頭取・御広敷懸り御小納戸頭取・御膳番・御錠口番など奥向の家臣に、植田御林では八月二九日、黒石御林では同月晦日にそれぞれ葺狩を行ふのがよいことや、そのときの休息所を指示した御林奉行の報告を申し渡すとともに、葺狩を行いたい家臣は明朝までに願い出るよと指示している。

八月二八日、御小納戸頭取山口勝三郎は奥向の家臣からの願書を吟味し、御林奉行水野正盛に伺書を提出した。伺書によると、植田御林での葺狩を願い出たのは御小性頭取二名、御小性六名、御小納戸兼膳匠頭二名、御小納戸頭取・広敷物頭・御錠口番各一名の計一三名であった。このとき、山口勝三郎は水野正盛に対し、伺書に記載した奥向の家臣が明朝五つ時に植田御林に出向くので、案内する御林方役人が愛知郡末森村月見坂の休息所で出迎えるように、その手配を依頼している。葺狩は予定通りに行われ、翌晦日には藩主慶勝に御礼を申し上げている。⁽⁴⁴⁾

一方、黒石御林での葺狩は九月四日に行われることになり、前回と同様に伺書が御林奉行に提出された。葺狩を願い出たのは、植田御林の葺狩に行かなかつた、御小性頭取二名、御小性六名、御小納戸兼奥御番四名、御小納戸・御供番・御錠口番各一名の計一五名であった。このとき、御小納戸頭取山口勝三郎は、「支度之儀御山ニ而致シ地藏寺ニ而焚方取計候而御山江廻方御取計被下度候、且家來之儀も頃日之通人数少ニ而相越候間、人足之儀於場所可及御懸合儀也可有之候、此段全御承知追々申進添候」と、葺狩の準備は御林内で行うこと、休息所となる鳴田村地藏寺で湯茶や食事の用意をすること、御林内での案内や松茸などを運ぶ村々の人足を手配することなどが、御林奉行水野正盛に申し添えられている。⁽⁴⁵⁾

このように御側御用を務める奥向の家臣の葺狩は藩主によつて許可されていたが、それに対して、同じく御側に仕えていた御医師衆も葺狩の許可を願い出でていたことが次の史料から確認できる。

一左之通申来候付申含之上朱書之通及返報候、

江戸

御小納戸頭取衆様

永平内蔵

以手紙申進候、御林江為葺狩相越度旨別紙之通奥御医師より願出申候、右ハ奥向之輩之儀者兼而根伺相済居候処、御医師向之儀以前より葺狩并御留川江相越候儀根伺等不相見候得共、何故差別相立居候哉之境も何等難相分候、乍併御祭礼之節ハ奥向之輩同様拌見相済殊更葺狩之儀ハ近來御時節柄に付、弁当等も都而自分入用を以仕払候筈相成居申候間御入用筋ニ差図候訳も無之、且又遠方御林等に而奥向之輩俄ニ病氣差発候節ハ別而療養之模通も宜候付、旁顧之通相済候而ハ如何可有之哉及御談判候、猶更御勘弁替御存寄も無之候ハ、宜

御伺否御申越被下度、左毫通相添申進候、以上、

八月十九日

奥向之輩御林江為葺狩相越候節、私共儀も相越申度奉願候、

平野春策

并河芳順

(朱書)

右御紙面之趣致承知候、右ハ奥御医師之儀一ト通奥向之輩同様相聞可然筋江も相見候得共、以前ち差別有之候間此節願ニまかせ伺方取計候ニハ、何歟別段之趣意無之候半而ハ難申上候半哉、且又全体御林并御留川等江相越候事ハ奥向之輩之儀ハ猥ニ他出等も不相成故、全御

仁恵筋ニ而 御免相成候御趣意ニ而御座有間敷哉、左候へ者御医師之儀ハ訳も違ひ候事ニ付前々より不相済方与仕来ニ而も御座候半哉、御入用筋ニハさし寄不申事ニ候得共、右等之御趣意を以奥向之事ハ相洛候次第ニては誠以新規之廉者申立品無之候半而ハ同方難取計何事ニよらず同事先ハ仕来追例之通^与之 御沙汰も多分被為 在候御事ニ付、新例之申上事ハ無余儀爾々之訳と申上候程之次第無之候半而ハ難申上、別紙願之趣申立品与申程之義も無之旁是迄之通不相洛方可然哉ニ申合候、仍而御報旁別紙相添申進候、以上、

永平内蔵様

藤井左織⁽⁴⁶⁾

嘉永二年(一八四九)八月、奥医師の平野春策と并河芳順は奥向の家臣と同様に御林での葺狩を願い出た。そこで、この件について、国元から江戸詰の御小納戸頭取に書付が提出された。その内容は、「御医師衆は以前から葺狩や御留川での漁獵を許されておらず、なぜ奥向の家臣との間にこのような格差があるのか、理由がよくわからない。しかし、東照宮祭礼のときは奥向の家臣と同様に拝見が許されている。また、近年の葺狩では食事の用意などはすべて自己負担となつてるので藩の経費に支障をきたすことはない。しかも、遠方の御林で奥向の家臣が病氣となつた場合は治療することもできる。以上のことをふまえて、奥医師からの願いの可否について御検討いただきたい」というものであった。これに対して、江戸詰の御小納戸頭取からは、「藩主が奥向の家臣に御林や御留川に入ることを許可しているのは、普段他出を制限されていた彼らに対する「御仁恵」によるものである。したがって、藩の「御入用」のことなどを理由とした奥医師側の主張は筋違いの趣意であり、願い出るだけの内容になつておらず、あらためて願い出たとしてもこれまで通りとなるのは必定である」という趣

旨の返答があつた。これにより、奥医師による葺狩は許可されなかつた。さて、奥向の家臣による葺狩について、左記の安政六年九月の事例も検討しておきたい。

奥向之輩如例年葺狩相越筈候間、宜頃合併何方御林江相越宜哉之旨、頃日御林奉行江及問合置候處左之通昨日申越候、然處右書面ニ相見候休息之節弁当之儀無余儀訳ニ付、湯茶手當之外焚出等申付方今般より差止銘々弁当持參之筈ニ而、明後廿三日、翌廿四日与両日ニ引分ヶ上野御林江相越筈申合、右等之趣並両日人數拾壹式人程ニ付出迎方之儀御林奉行江申遣、末記之通奥向江申通奥陸尺弐人相越候儀御庭預江申談候、

松平甚之進様

水野権平

頃日御懸合御座候奥向之衆葺狩之儀に付、生出之様子等及吟味候處、当年者生薄に而黒石・植田御林之儀者別而生少々御座候、上野御林之儀者此節六七百本程生出相見申候、付而者右御林ニ而御人數ニ隨ひ場所兩度分ニ切分被相越候方可然候半哉、尤葺之儀最早盛ニも相見候付、此節廿三四日頃之内可然哉ニ相見候間日並等御治定御申越候様致度、且右節是迄御銘々弁当御持參ニハ候得共、上野村永弘院おるて往来御休足之節焚出等為取計候振合も有之、右ニ付而ハ諸色持運ひを初村役人とも人足召連罷出、彼是内輪雜費も不少難済之趣追々相歎候處、前文之通兩度ニ相成候而者別而難済之筋ニも相成、斯御時節可成丈村方疾苦相省キ候様致度、付而者今般を初已來共必御銘々弁当御持參相成休

所おるてハ湯余手当之外不取計成丈村方江不抱様取計申度、此度御勘弁否御申越候様致度御相談旁御懸合申進候、以上

九月廿日

猶々本文之通ニ付而ハ御林内葺狩運方初御従者ニ御申付成丈村人足差遣不申様致度此段も申進添候、以上

奥向之輩願之上為葺狩明後廿三日・廿四日両日上野御林江相越筈候付而ハ御願被成度候ハ、明朝迄ニ御申聞有之様存候、可及御通達候事、

但、役々両度ニ引分相越筈、且支度之儀銘々弁当持參之筈候、

一湯茶手當之外焚出等申付之儀者更ニ無之筈候、

一両日共六半時揃且又場所出来町先嘗場ヶ池辺之筈候、休息所之儀ハ上野村永弘院之筈之事、

一若雨天ニ候ハ、廿二日之分廿四日、廿四日之分廿六日之筈候事、

九月廿一日

佐々木弥兵衛

御広敷懸衆様

御小納戸頭取衆様

御広敷懸衆様⁽⁴⁷⁾

御林奉行水野正盛は葺狩を行つにあたり、松茸の生育状況を調査した結果、黒石御林と植田御林は少し生え出した程度だが、上野御林には六〇〇

一七〇〇本程生えているので、今回の葺狩は上野御林で行つことを提案し

た。しかも、すでに松茸の最盛期に入つており、九月二三日と二四日頃が良い時期なので日程が決まり次第連絡するように申し入れている。また、これまででは葺狩を行う家臣の休息所である上野村永弘院では炊き出しが行われ、その道具などの運搬も村役人が人足を動員しており、村々の負担が大きく難渋していることなので、今からは弁当持参で、休息所での炊き出しは中止し、湯茶以外の取り計らいは行わないなど、村々の負担を軽減するように、御小納戸頭取松平甚之進に申し入れている。このことは御小納戸頭取から広敷御用人・御広敷懸御小納戸頭取衆・御膳番衆など奥向の家臣に申し渡された。今回、上野御林に入った奥向の家臣は一二名程度で、これまでの通り御林方の役人や山同心の案内で葺狩が行われた。このとき採取された松茸の運搬は従者に申し付けており、ここでも負担がかからないよう、村々から人足を動員しないように配慮された。

今回の葺狩は、植田御林の松茸の生育が悪かつたために上野御林で実施されたが、先述したように、本来「松茸山」と称された植田御林は、藩内の御林のなかでも、毎年最も松茸が自生していた領域であった。しかし、江戸後期よりしばしば生育が良くない時期があつたようである。例えば、文化六年(一八〇九)九月の記録には、「植田山御林之儀、近年松茸殊之外生劣候由、付而着御上國之上御葺狩被仰出候節御差支之程難計旨御林奉行申達候付、以来奥向之輩為葺狩右林江相越候儀相止、水野辺御林与振替相越筈候間、其御心得奥向之輩江御申通し可有之候」⁽⁴⁸⁾とあり、植田御林における松茸の生育が悪く、藩主の御上國にともない葺狩を行ふ場合に差し支えがある状況なので、今後奥向の家臣が植田御林で葺狩を行ふことを禁止し、水野御林に変更することが命じられている。また、弘化三年(一八四六)九月の奥向の家臣による葺狩は東谷御林と大草御林で行われている。⁽⁴⁹⁾

とくに大草御林は、「近來茸類追々生出、殊ニ諸山ち早生之御林ニ而召上り
茸を初、江戸表江御差下シ御用等も御間合候」⁽⁵⁰⁾と、近年は領内の御林のな
かでも、かなり早くから茸類が生え出し、江戸へ進上する御用茸を供給す
る重要な場となっていた。さらに、文久二年九月の時点では、「奥向茸狩
之儀、未夕治定無之候哉、右ハ最早生増等者無之候得共、乍少分囲ひ方為
取計置候付、幾日頃相越候哉之儀御林奉行懸合申越候間、当年相越候
儀者見合相成候旨返報相達候」⁽⁵¹⁾とあるように、茸類の生育が悪いため、茸
狩実施の日程が決まらない状況にあり、御林奉行であらかじめ囲つている
分が少々あるものの、この年の茸狩が延期となっている。このような松茸
の生育状況の変化は、御林を管理する職務を担つていた御林奉行にとって
も重要な関心事であり、御林とその周辺地域の自然環境の状態を把握し、
対処していくための指標になつていていたと言えよう。

おわりに

尾張藩の山林支配において藩直轄林である御林の管理は、御林奉行によ
つて維持されていた。御林奉行には植林や砂留普請・用水普請など、治山
治水に関わる職務があつたが⁽⁵²⁾、とくに御林内の松林の生態系を保護してい
くことは、稻作との関係から領民の生活を維持するうえで重要な役割を担
つていたと言える。これにより御林の自然環境が保護されることによつて、
松茸をはじめとする茸類など豊富な林産物を生み出していく効果がもたら
されたのである。

尾張藩御林に自生した松茸は毎年、御用茸として藩主や簾中、その親族
などに進上された。そのため、御林奉行は毎年御林内に自生する松茸の生

育状況を把握し、これを御小納戸頭取・広敷御用人・賄頭などに報告する
とともに必要な員数を採取していた。江戸に進上する御用松茸には、在府
中の藩主やその親族が召し上がる御膳御用の他に、御音信御用というもの
があつた。松茸の生育が悪く必要数が確保できない場合、御膳御用の分の
進上を中止することもあつたが、御音信御用の分は御用商人から買い上げ
てでも確保しようとしていた動きがあり、松茸が贈答儀礼において貴重な
林産物として重視されていたことがうかがえる。また、江戸に進上する際
には、生松茸だけでなく、上有知代官(所付代官)を通じて産地の松茸を漬
松茸や塩松茸にして送つていた事例が確認できる。

藩主やその親族は松茸の進上を毎年受けるとともに、在国中は自ら茸狩
を盛んに行つていた。注目すべきことは、茸狩は単なる遊興ではなく、他
の御成と同様の意義をもつものとして位置付けられていた点である。茸狩
の実施にあたつては奥向の家臣が御供し、山内には詰所や番所を設置して
御林奉行配下の手代・御案内役・足輕(同心)によって監視・警備体制が強
化されるなど採取のための様々な準備がなされていた。茸狩で採取された
松茸やシメジなどの一部は家臣にも下賜されたが、なかでも御側御用を務
めていた奥向の家臣には御林内で茸狩を行うことが許されていた。しかし、
幕末期になると、松茸の生育状況があまり良くない御林が確認されるなか、
政治情勢の変化により、むしろ御林は、追狩や網狩など軍事調練の空間と
して重視されるようになつていった。

以上、本稿では松茸御用の実態を分析することによって御林の管理とそ
の利用形態についての一侧面を検討してきたが、他の林産物の保護・育成
との関係については、今後の課題としたい。

註

三年、一三二号文書 三七頁～四五頁)。

(1) 本吉瑠璃夫「京都における松茸採取の史的変遷——入会との関係を重視して」(徳川林政史研究所『研究紀要』第三三号、一九八九年)。

(2) 有岡俊幸「松茸」(ものと人間の文化史84、法政大学出版局、一九九七年)。

(3) 有岡氏前掲書参照。

(4) 本吉氏前掲論文、有岡氏前掲書参照。

(5) 尾張藩における御林支配に関する研究として、瀬戸市史編さん委員会編『近世の瀬戸——ここで作り、ここで暮らした』(瀬戸市、一九九六年)、鈴木重喜「尾張藩山林支配と林奉行所』(瀬戸市史近世文書集)第七集、二〇〇〇年)、神

谷智「元禄期尾張藩の山方支配と「知多郡代官」』(知多半島の歴史の現在)No.6、日本福祉大学知多半島総合研究所、一九九五年)、木原克之「元禄尾張藩の御山廻り——新居村加藤伊之右衛門——』(『もりやま』第二五号、一〇〇六年)などがある。尾張藩主とその親族 奥女中の幕末における貢符の実態については、大塚英

二「尾張藩山同心の日記から見た藩主家族の松茸狩り』(『愛知県立大学文学部論集』第五一号(日本文化学科編 第五号、一〇〇二年)のなかで検討されている。

また、本吉氏前掲論文では田辺藩・禁裏御料・上賀茂神社領などを、有岡氏前掲書では丹波篠山藩などを対象に松茸狩りの様相や採取・販売権について検討している。さらに、大門哲「松茸香る温泉——山代温泉周辺における里山ツーリズムの展開——』(石川県立歴史博物館紀要)第二〇号、一〇〇八年)では旧加賀藩・大聖寺藩領の松茸山の概観をふまえ、現在の松茸山の利用形態の変化について論じている。

(6) 鈴木氏・神谷氏・木原氏前掲論文参照。

(7) 「己七月不入御林内諸木御払方吟味之儀ニ付申上候書付』(『瀬戸市史』資料編四・近世、一〇〇三年、一四四号文書 二二〇頁)。

(8) 「村々御林並御家中衆引得山覚書』(日本林制史資料 名古屋藩 所収)、『尾張徇行記』(名古屋叢書 統編、第五卷)。

(9) 「御側御用入江御領知之内御林并御扣山川等御用向勿論心懸御為宜様相勤候様作左衛門殿被仰聞候』(徳川林政史研究所所蔵「石河家文書」二五一)。

(10) 「文化九年正月書上 水野家系譜下書』(瀬戸市史 資料編四・近世、一〇〇

(11) 鈴木氏前掲論文参照。

(12) 前掲『近世の瀬戸』 鈴木氏前掲論文参照。

(13) 「藩士名寄』(徳川林政史研究所所蔵)、「文化九年正月書上 水野家系譜下書」。

(14) 「江戸御小納戸日記』(徳川林政史研究所所蔵「尾張徳川家文書」一二)、文政九年一〇月九日条。この史料は文政九年一〇月に戸山御屋敷奉行山田金治が藩主

斉朝から褒美として羽織を拝領するにあたり、ほぼ同格の家臣の先例として、文化三年正月の御下屋敷奉行服部藤十郎と同一四年一二月の御林奉行水野正矩の状況が書き留められたものである。

(15) 鈴木氏前掲論文参照。

(16) 「尾州御小納戸日記』(徳川林政史研究所所蔵「尾張徳川家文書」一二)、安永六年九月一四日条。

(17) 「尾州御小納戸日記」 安永六年九月一九日条。

(18) 「尾州御小納戸日記」 安永六年九月一七日条。

(19) 「尾州御小納戸日記」 安永六年九月一九日条。

(20) 「尾州御留守日記』(徳川林政史研究所所蔵「尾張徳川家文書」一二)、明和五年九月九日条。

(21) 「江戸御小納戸日記」 明和三年九月一六日条。このとき、英嚴院の他に藩主宗睦の簾中好君、弟の勝長・勝當にも五〇本ずつ進上された。

(22) 「江戸御小納戸日記」 明和五年九月二一日条。

(23) 「尾州御留守日記」 嘉永五年九月八日条。

(24) 「尾州御留守日記」 嘉永五年九月八日条。

(25) 「尾州御留守日記」 嘉永五年九月八日条。

(26) 有岡氏前掲書参照。

(27) 「尾州御留守日記」 安永七年八月一九日条。

(28) 「尾州御小納戸日記」 嘉永六年一〇月五日条。

(29) 「尾州藩御用松茸一件』(岐阜県史) 資料編・近世六、八八号文書 四九六

(30) 四九七頁)。

- (31) 「美濃上有知村須田文書」一(徳川政史研究所所蔵、林四七五一)。
- (32) 『鶴鷗籠中記』(三)(『名古屋叢書』統編、第一巻、五〇〇頁)。
- (33) 「尾州御小納戸日記」寛延四年八月二六日条。
- (34) 「尾州御小納戸日記」寛延四年八月二七日条。
- (35) 「尾州御小納戸日記」寛延四年八月二七日条。
- (36) 「尾州御留守日記」文化四年九月九日条。
- (37) 「江戸御小納戸日記」明和三年九月二三日条。
- (38) 「尾州御留守日記」明和五年九月一九日条。
- (39) 「江戸御小納戸日記」寛政三年一〇月一一日条。
- (40) 「江戸御小納戸日記」寛政七年九月一六日条。
- (41) 「尾州御留守日記」文久二年閏八月二十五日条。
- (42) 「江戸御小納戸日記」寛政八年九月一八日条。
- (43) 「尾州御小納戸日記」安政四年八月二七日条。
- (44) 「尾州御小納戸日記」安政四年八月二八日条。
- (45) 「尾州御小納戸日記」安政四年九月一日条。
- (46) 「江戸御小納戸日記」嘉永二年八月二六日条。
- (47) 「尾州御留守日記」安政六年九月二二日条。
- (48) 「江戸御小納戸日記」文化六年九月一一日条。
- (49) 「尾州御小納戸日記」弘化三年九月朔日条、九月五日条、九月七日条。
- (50) 前掲「已七月不入御林内諸木御払方吟味之儀ニ付申上候書付」。
- (51) 「尾州御留守日記」文久二年九月一〇日条。
- (52) 前掲『近世の瀬戸』参照。